

〔別紙〕

芝山町 空き家・空き地バンクのご案内

空き家・空き地 バンクとは？

空き家等売りたい、貸したい方に空き家等物件を登録していただき、その情報をインターネット上で公開し、空き家等の利用希望者へ情報提供する制度です。すでに空き家等になっているもののほか、近く空き家・空き地となる予定の物件も登録可能です。

※空き地とは、空き家を解体した跡地や住宅等の建築のために造成された土地等の“宅地”を指します。農地や山林などは原則対象外となりますので、ご注意ください。



★空き家・空き地バンクへの登録及び利用の流れ★



**空き家・空き地所有者
(物件登録者)**

売却・賃貸などを希望する方

①物件の登録申込
物件登録申込書を提出して下さい。

②物件登録・公開
書類に不備がなければ、空き家・空き地バンクへ登録し、一般に公開します。

③交渉申込者の通知
物件に係る交渉の申込みがあった場合にご連絡いたします。

**芝山町
空き家・空き地
バンク**

※町は、空き家等物件の情報提供や連絡調整を行います。
空き家等物件の交渉・契約などには、一切関与しません。



交渉・契約

**利用希望者
(交渉申込者)**

移住・定住など利用したい方



①利用の登録申込
利用登録申込書を提出して下さい。

②物件情報の閲覧・提供
登録された物件をインターネット上で閲覧するか、町より情報を提供します。

③交渉の申込み
買いたい・借りたい物件について、物件交渉申込書を提出して下さい。

④物件登録者の情報提供
物件登録者より交渉の同意が得られた場合、連絡先をお伝えします。

所有者と利用希望者の当事者間で直接、交渉・契約を行ってください。

物件の調査、交渉・契約については、宅地建物取引業者等に仲介を依頼することを推奨します。本事業にご理解いただき、町と提携した宅地建物取引業者を紹介します。

芝山町の空き家対策についてお知らせします

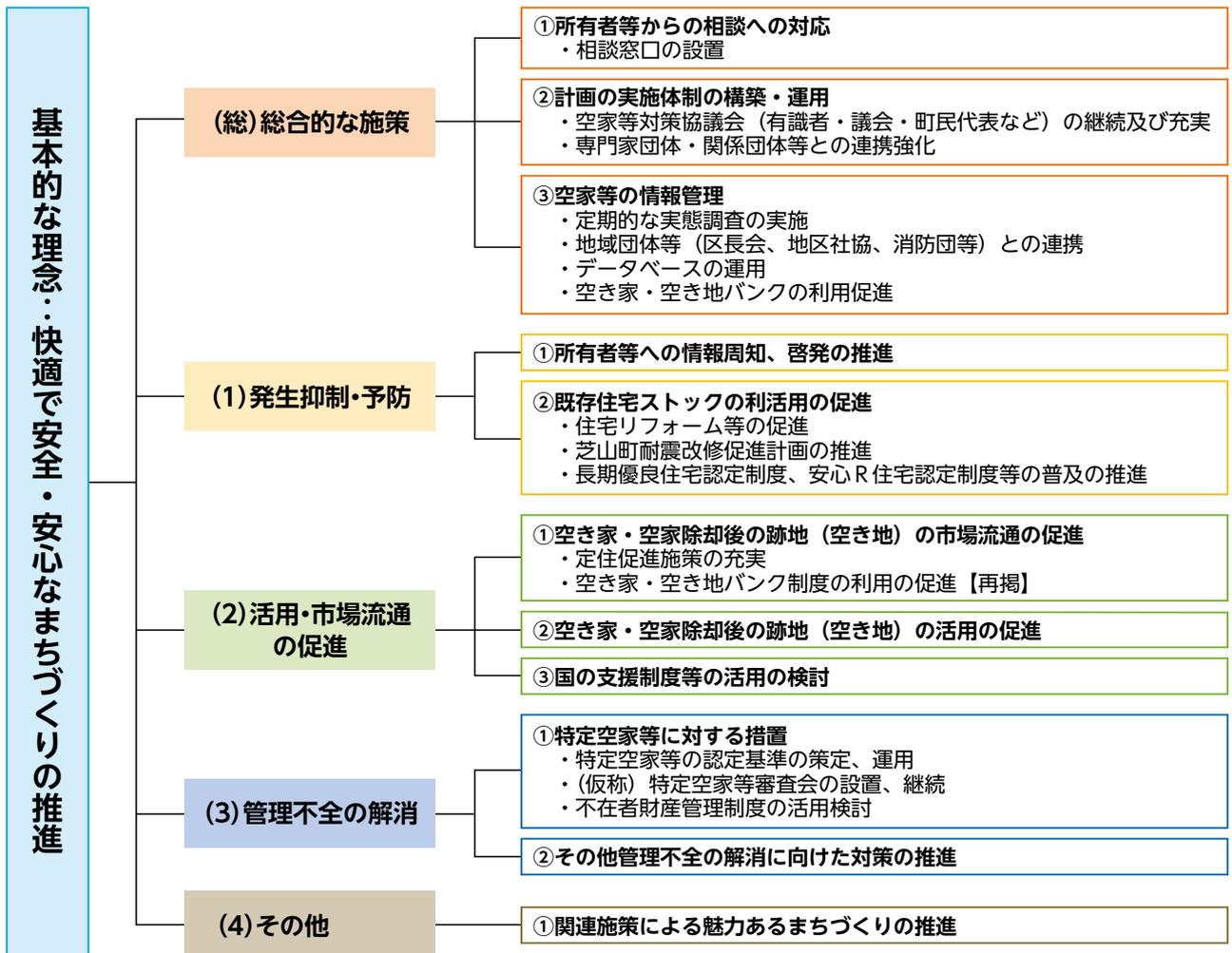
☎ 企画空港政策課 都市計画係
☎ 77-3909

●『芝山町空家等対策計画』を策定しました

近年、全国的に空家等が増加しており、人口減少や超高齢社会をむかえ、将来的にはさらなる増加が予想されています。その中でも適切な管理がされず、防災、衛生、景観などの多岐にわたり問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等が社会問題となっています。

これらの問題に対応するため、町では平成31年4月に「芝山町空家等対策計画」を策定しました。
※「空家等」とは…建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）をいいます。

■主な施策



●『芝山町空き家・空き地バンク』の創設について

町内にある空家等を賃貸または売買を目的として提供を希望する方から登録された物件をホームページなどで公開し、利用を希望する方へ情報提供する制度です。

町内に空き家・空き地をお持ちの方や、町内への移住・定住を検討している方はお気軽にご相談ください（詳細は11ページの【別紙】をご確認ください）。